

建築基準法第43条第2項第1号の認定に関する判断基準

(目的)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定における認定に関する判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

(運用の原則)

第2 法第43条第2項第1号の規定による認定の対象は、次の各項のいずれか掲げるものとする。

1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の3第1項第1号の規定に該当する建築物は、その敷地が次のいずれかに掲げる道等（法上の道路に至るまでの最小幅員が4m以上のものに限る。）に2m以上接するものであること。

- ① 土地改良事業、農道整備事業等による農道
- ② 河川等の管理用の道
- ③ 国又は地方公共団体の管理する道

2 規則第10条の3第1項第2号の規定に該当する建築物は、その敷地が次に掲げる道（法上の道路に至るまでの最小幅員が4m以上のものに限る。）に2m以上接するものであること。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項各号に掲げる基準（以下「位置指定基準」という。）に適合する道、かつ、平成11年5月1日時点で既に建築物が立ち並んでいる道。

(用途・規模・構造)

第3 認定に係る建築物は、次の各項に掲げる基準に適合すること。

- 1 その延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅（併用又は兼用住宅を除く。）であること。
- 2 その敷地が接する道を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(土地所有者等による承諾)

第4 第2第2項に該当する道については、当該認定の申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについて、次に掲げる者の承諾があること。

- 1 当該道の敷地となる土地の所有者
- 2 当該道の敷地となる土地に関して権利を有する者
- 3 当該道を位置指定基準に適合するように管理する者

(道の整備)

第5 その敷地が接する道について、一定の舗装の整備がなされていること。

附則

(施行期日)

この基準は、令和2年7月1日から施行する。